

(仮称) 子どもにやさしいまち条例の検討について

「子どもにやさしいまち」の更なる推進のため、2023年度の(仮称)子どもにやさしいまち条例の制定を目指し、検討を行います。

1 背景・経過

子どもの権利は、1989年に国連で「子どもの権利条約」として採択され、1994年に日本でも批准されました。町田市では、1996年に子ども自身の意見でつくられた「町田市子ども憲章」を制定し、2018年からは、ユニセフの提唱する「子どもにやさしいまち」の実現に向け「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」に取り組み、2021年度には実践自治体(全国で5箇所)として承認されました。

また、東京都では「子どもの権利条約」の精神に則った「東京都こども基本条例」を2021年4月に施行し、都の責務を明らかにしました。

2 目的

「町田市子ども憲章」にある子どもの権利を支えるための大人の役割を明確化することで「子どもの権利条約」の理念を広く浸透させることを目指します。

あわせて、「町田市子ども憲章」や「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業」等を踏まえ、町田市の子どもの施策の基本となる、法的な枠組みを定めることにより、「子どもにやさしいまち」の更なる推進を図ります。

3 条例の方向性

町田市の特色を織り交ぜ、理念的な内容にとどまらず、子ども施策を推進していくための根拠(よりどころ)となるように、子どもからの意見をはじめ、市民からの意見を幅広く徴取した上で検討を行います。

4 条例の制定体制

市の附属機関である「町田市子ども・子育て会議」の中に「(仮称)子どもにやさしいまち条例」検討部会を立ち上げ、検討を行います。部会は、子ども・子育て会議委員からの選出の他、子どもの意見を取り入れるため大学生や高校生、ユニセフに関わりのある専門家にて構成されています。

5 スケジュール(予定)

年度	内容
2022年度	子ども・子育て会議への諮問、検討部会設置(5月) 市民アンケート調査(10月) 骨子案の完成(3月)
2023年度	パブリックコメント(5月) 子ども・子育て会議から答申(9月) 議会上程(12月)